

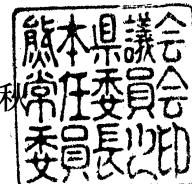
委員会提出議案第 1 号

診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬・保育等の公定価格
において社会情勢に応じた適切な対応を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第2項の規定により
提出します。

令和5年12月19日提出

提出者 厚生常任委員会
委員長 楠 本 千 秋



熊本県議会議長 潤 上 陽 一 様

診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬・保育等の公定価格において
社会情勢に応じた適切な対応を求める意見書

医療機関や介護サービス事業所・施設、障害福祉サービス事業所、保育所等の社会福祉施設等は、県民が住み慣れた地域で安心して暮らすために必要不可欠な社会基盤であり、県民に安全・安心で質の高い医療や福祉サービスを提供するため、診療報酬や介護報酬等の公的価格により運営されている。

現在の我が国の制度では、国が定める公的価格については数年に一度、その時々の社会情勢等を勘案して改定されているが、改定までの間、急激な社会情勢の変化による水光熱費や燃料費、食材料費、診療材料等の高騰に対しては柔軟な対応ができず、また、公的価格という性質上、利用者等には価格転嫁ができないため、経費が嵩み、医療機関や社会福祉施設等の経営に大きな影響が生じる。

特に、長期化したコロナ禍において、利用控えによる減収や感染症対策に要する経費の増加に加え、昨今の物価高騰の影響で、医療機関や社会福祉施設等の経営は著しく逼迫している。このような状況では、医療機関や社会福祉施設等に従事する方々の給与を引き上げることもできず、結果、他業種との給与格差は益々広がり、人材不足の問題に更に拍車をかけるものとなっている。

よって、国におかれては、今後も県民が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるために必要な質の高い医療や福祉サービスを安定的に提供できるよう、診療報酬、介護報酬、障害福祉サービス等報酬及び保育等の公定価格について、より実態に即した適切な改定を行うとともに、次期改定までの間に急激な物価高騰等が発生し、医療機関や社会福祉施設等の経営に著しく影響があると認められる場合においても、臨時的な改定で単価を引き上げ、経営状況の改善を図るなど、国の責任において既存の制度により対応するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

熊本県議会議長 淳 上 陽 一

衆議院議長 額賀福志郎様
参議院議長 尾辻秀久様
内閣総理大臣 岸田文雄様
総務大臣 松本剛明様
財務大臣 鈴木俊一様
厚生労働大臣 武見敬三様
内閣府特命担当大臣 加藤鮎子様
(こども政策)